

## 富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、避難路に面した危険なブロック塀等の除去を支援することを目的として行う、富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 危険ブロック塀等 次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 補強コンクリートブロック造で、別表第1に掲げる基準を1項目でも満たしていない塀
  - イ 組積造で、別表第2に掲げる基準を1項目でも満たしていない塀
- (2) 避難路 住宅から避難場所へ通じる道をいう。
- (3) 建替え 危険ブロック塀等を除却し、除却後に塀等を設置することをいう。
- (4) 除却等工事 除却工事及び建替え工事をいう。

（補助の要件）

第3条 補助金は、市内において以下の各号全てに該当する危険ブロック塀等を所有する者のうち、当該危険ブロック塀等の除却等工事を行う者で、市税の滞納がない者に対し、予算の範囲内において交付するものとする。

- (1) 避難路（所有者以外が通らないもの及び塀との間に幅90cmを超える水路があるものは除く。）に面するもの。
- (2) 住宅（共同住宅や長屋を含む。併用住宅の場合は住宅の用途が過半であるもの。また、不動産売却予定でないもの。）に附属するもの。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は予算の範囲内とし、除却等工事の費用（調査、設計、工事監理に要する費用及び工事に要する費用に含まれる消費税並びに地方消費税相当額を除く。）又は危険ブロック塀等の長さ1メートルあたり8万円を乗じた額のうち低い額に3分の2を乗じた額とし、次の各号に掲げる額を限度とする。

- (1) 建替え工事を行う場合 15万円
- (2) 除却工事のみ行う場合 10万円

2 前項の規定に基づき算定した額に1千円未満の端数があるときは、これを

切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、規則第4条第1項の規定による補助金等交付申請書（様式第1号）に、別表第3に掲げる書類を添えて、除却等工事に着手する前までに市長に提出しなければならない。

2 申請者は、補助金の受領について、除却等工事を行う事業者に委任することができる。この場合において、申請者は、補助金の代理受領の委任状及び同意書（様式第7号）を第1項に掲げる書類に添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった時は、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて現地調査を行うものとする。

2 市長は、規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定をするときは、補助金交付決定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付し、又は指示をすることができる。

(事業計画の変更)

第7条 申請者は、規則第4条第1項の規定により提出した事業計画書等の内容を変更しようとするときは、補助金計画変更承認申請書（様式第9号）または、補助金変更交付申請書（様式第10号）に、別表第3に掲げる書類のうち変更に係る書類を添えて提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更を承認したときは、補助金の交付の決定を変更することができる。

3 市長は、第1項の規定により変更を承認したときは、補助金計画変更承認通知書（様式第11号）又は補助金変更交付決定通知書（様式第12号）により通知するものとする。

(事業計画の中止)

第8条 第6条第2項の規定による補助金の交付の決定通知を受けた者が、規則第11条第1項の規定により補助事業を中止しようとするときは、遅滞なく、補助金中止届（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助事業の中止を承認したときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

3 市長は、第1項の規定により補助事業の中止を承認したときは、補助金交付決定取り消し通知書（様式第14号）により通知するものとする。

(状況報告等)

第9条 市長は、必要に応じて申請者に報告を求め、又は担当職員に当該事業計画に係る工事箇所等に立ち入り調査をさせることができる。

(補助事業遂行に関する指示)

第10条 市長は、前条の報告等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示することができる。

(実績報告)

第11条 申請者は、除却等工事が完了したときは、遅滞なく事業実績報告書(様式第15号)に、別表第4に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条に規定する実績報告の書類審査及び現地調査等により当該補助事業に交付する補助金の額を確定し、申請者に補助金額確定通知書(様式第18号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助金は、前条に規定する通知の後において交付する。

(適用除外)

第14条 補助金の交付は、当該危険ブロック塀等が附属する住宅の敷地内につき一度限りとし、他の制度等による補助金交付対象となった部分については適用しない。

(手続きの特例)

第15条 申請者は、規則第19条の規定により、規則第11条の規定による事業計画の変更等の承認の申請、規則第12条に規定する実績報告を併合することができる。この場合において、補助金計画変更承認申請書兼事業実績報告書(様式第19号)又は補助金変更交付申請書兼事業実績報告書(様式第20号)に別表第3(変更があるものに限る。)及び別表第4に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

2 市長は、第1項の書類等の審査及び現地調査等を行うことにより、変更を承認し、補助金の額の確定をしたときは、補助金計画変更承認通知書兼補助金額確定通知書(様式第21号)又は補助金変更交付決定通知書兼補助金額確定通知書(様式第22号)により通知するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則 (令和5年4月1日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年1月15日)

この要綱は、令和6年1月15日から施行する。

別表第1 補強コンクリートブロック造の塀の判断基準（第2条関係）

判定区分	判断基準
1 高さ	2.2m 以下
2 厚さ	(高さ 2m 以下の場合) 10cm 以上 (高さ 2m 超 2.2m 以下の場合) 15 cm 以上
3 控え壁	(高さ 1.2m 超の場合) 長さ 3.4m 以下ごとに、高さの 1/5 以上突出した控え壁あり
4 基礎の有無	コンクリート造の基礎あり
5 基礎の根入れ深さ	(高さ 1.2m 超の場合) 30cm 以上
6 劣化状況	著しい傾き (1/100 以上) やひび割れ (幅 1.0mm 以上) がない
7 鉄筋の有無	内部に直径 9 mm 以上の鉄筋が、縦横とも 80 cm 以下の間隔で配筋されている
8 鉄筋の定着	縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている

別表第2 組積造の塀の判断基準（第2条関係）

判定区分	判断基準
1 高さ	1.2m 以下
2 厚さ	その部分から壁頂までの垂直距離の 1/10 以上
3 控え壁	塀の長さ 4m 以下ごとに、厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁あり
4 基礎の有無	コンクリート造の基礎あり
5 基礎の根入れ深さ	20cm 以上
6 劣化状況	著しい傾き (1/100 以上) やひび割れ (幅 1.0mm 以上) がない

別表第3 補助金交付申請書（様式第1号）に添える書類（第5条関係）

提出図書等	補足説明
事業計画書（様式第2号）	
収支予算書（様式第3号）	
危険ブロック塀等点検票（様式第4号）	
誓約書（様式第5号）	押印を要する
付近見取り図	対象となる住宅の敷地、避難場所への経路を明示
断面図（現況）	敷地に高低差がある場合のみ添付（写真でも可）
計画平面図（新設）	建替えの場合添付
新設塀の仕様書等	建替えの場合添付
住宅と危険ブロック塀等の全景写真	危険ブロック塀等が住宅に附属していることがわかるもの
現況の危険ブロック塀等の状況が分かる写真	全景、高さが確認できるもの及び判断基準を満たさなかった箇所がわかるもの
見積書の写し	補助対象部分の金額がわかるもので工事内容の内訳を明記したもの
登記事項証明書（家屋）	危険ブロック塀等の所有者がわかる資料
市税の納税証明書又は納税状況が分かる書類	非課税で納税証明書が発行されない場合は市税納税調査同意書（様式第6号）
補助対象が共有物である場合は、原則として所有者全員の合意があることを証する書類	
その他市長が必要と認める書類	

別表第4 実績報告書（様式第15号）に添える書類（第11条関係）

提出図書等	補足説明
事業実績書（様式第16号）	
収支決算書（様式第17号）	
契約書の写し	
領収書の写し（除却等工事に要した費用の支払いが確認できるもの）	補助金の代理受領の委任をしている場合は、除却等工事費から補助金額を差し引いた金額の支払いが確認できるもの
工事写真	当該危険ブロック塀設置箇所の写真（工事前、途中、工事後）
その他市長が必要と認める書類	

様式第1号（第5条関係）

年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）  
補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者 住所  
氏名

年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）を実施したいので、富山市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

交付申請額 金 円

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 その他

様式第2号（第5条関係）

年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）  
事業計画書

所在地 (地名地番)		
危険 ブ ロ ッ ク 塀 等	築造年	年
	工法	<input type="checkbox"/> 補強コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> 組積造
	最高高さ	メートル
	延長	メートル
工事内容		<input type="checkbox"/> 建替え <input type="checkbox"/> 除却のみ
新設塀の種類 (建替えの場合)		
工事予定期間		年 月 から 年 月 まで

様式第3号（第5条関係）

年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）  
収支予算書

歳入予算

区 分	金 額
補助金(※)	
自己資金	
借入金	
合 計	円

※補助金額は、千円未満切り捨て

歳出予算

区 分	金 額
工事費	
消費税等	
合 計	円

補助額確認表

①工事費	(円)	$\times 2/3$	=	円
②塀延長	(m)	$\times 80,000(\text{円}/\text{m})$ $\times 2/3$	=	円
③限度額	建替え 150,000 円・除却 100,000 円		=	円

①～③のうち、最も低い額が補助金額

様式第4号（第5条関係）

危険ブロック塀等点検票

表1 補強コンクリートブロック造の塀の点検票

判定区分	判断基準	○か×記入
1 高さ	2.2m 以下	
2 厚さ	(高さ 2m 以下の場合) 10cm 以上 (高さ 2m 超 2.2m 以下の場合) 15 cm 以上	
3 控え壁	(高さ 1.2m 超の場合) 長さ 3.4m 以下ごとに、高さの 1/5 以上突出した控え壁あり	
4 基礎の有無	コンクリート造の基礎あり	
5 基礎の根入れ 深さ	(高さ 1.2m 超の場合) 30cm 以上	
6 劣化状況	著しい傾き (1/100 以上) やひび割れ (幅 1.0mm 以上) がない	
7 鉄筋の有無	内部に直径 9 mm 以上の鉄筋が、縦横とも 80 cm 以下の間隔で配筋されている	
8 鉄筋の定着	縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている	

表2 組積造の塀の点検票

判定区分	判断基準	○か×記入
1 高さ	1.2m 以下	
2 厚さ	その部分から壁頂までの垂直距離の 1/10 以上	
3 控え壁	塀の長さ 4m 以下ごとに、厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁あり	
4 基礎の有無	コンクリート造の基礎あり	
5 基礎の根入れ 深さ	20cm 以上	
6 劣化状況	著しい傾き (1/100 以上) やひび割れ (幅 1.0mm 以上) がない	

誓約書

年 月 日

（宛先） 富山市長

申請者 住所  
氏名

印

私は、補助金交付申請をするにあたり、富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助金交付要綱に基づく規定を遵守します。

万一、補助事業に係る関係者（補助対象のブロック塀等の申請者以外の所有者等、補助対象工事の実施に係る施工業者等）とトラブルが発生したときは、私が責任をもって対処します。

また、同補助金交付要綱に違反した場合において、補助金の一部又は全部について支払いが完了している場合には、既に富山市から交付された補助金金額を指定された期日までに返還する責を負います。

市税納税調査同意書

年 月 日

（宛先） 富山市長

富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助金の申請のため、市税の課税・納税状況について調査し、必要な情報を得ることに同意します。

氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日

様式第7号（第5条関係）

補助金の代理受領の委任状及び同意書

年 月 日

（宛先） 富山市長

申請者 住所  
氏名

印

私は、富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）を実施するにあたり、補助金の受領を下記の事業者委任します。

記

会社名		
代表者名	印	
所在地		
振込先	金融機関名	
	預金種別	
	口座番号	
	フリガナ 口座名義	
私は、富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助金交付要綱第5条第2項の規定による補助金の代理受領の委任を受けることに同意します。		

年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）  
補助金交付決定通知書

富山市指令建指第 \_\_\_\_\_ 号  
年 月 日

様

富山市長

年 月 日付けで申請のありました \_\_\_\_\_ 年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助金については、富山市補助金等交付規則第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金の額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 補助事業等の目的及び内容  
危険ブロック塀等の建替え（除却）工事に要する費用の一部を補助する。
- 3 補助金等の交付の条件
  - （1）補助事業の内容を変更する場合には、要綱第 7 条の規定により事業計画の変更申請を行うこと。
  - （2）補助事業を中止する場合には、要綱第 8 条の規定により事業計画の中止届を提出すること。
  - （3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

（裏面へ続く）

#### 4 交付決定の取消し

この交付決定にかかわらず、市長は、申請者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更することがある。

この場合において、既に補助金等が交付されているときは、補助金等の全額又は一部の返還を請求することがある。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 市長の承認を受けずに、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供したとき。
- (4) 補助事業に関し補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。
- (5) 補助金等の使途が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になるものと認められるとき。

様式第9号（第7条関係）

年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）  
補助金計画変更承認申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者 住所  
氏名

年 月 日付け富山市指令建指第 号で交付決定のあつた 年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）について、次のとおり事業計画を変更したいので、富山市補助金等交付規則第11条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

変更の理由及び内容

様式第10号（第7条関係）

年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）  
補助金変更交付申請書

年 月 日

（宛先） 富山市長

申請者 住所  
氏名

年 月 日付け富山市指令建指第 号で交付決定のあった 年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）について、次のとおり事業計画を変更したいので、富山市補助金等交付規則第11条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 変更前交付申請額 金 円  
変更後交付申請額 金 円
- 2 変更の内容及び理由

様式第 1 1 号（第 7 条関係）

年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）  
補助金計画変更承認通知書

富山市指令建指第 号  
年 月 日

様

富山市長

年 月 日付けで申請のありました 年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助金の事業計画の変更について、承認しましたので、富山市補助金等交付規則第 1 1 条第 3 項の規定により通知します。

記

承認の内容

様式第12号（第7条関係）

年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）  
補助金変更交付決定通知書

富山市指令建指第 \_\_\_\_\_ 号  
年 月 日

様

富山市長

年 月 日付けで申請のありました \_\_\_\_\_ 年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助金の事業計画の変更等については承認し、富山市補助金等交付規則第11条第2項の規定により、年 月日付け富山市指令建指第 \_\_\_\_\_ 号の補助金額 \_\_\_\_\_ 円を次のとおり変更して交付することに決定しましたので通知します。

記

補助金額 金 \_\_\_\_\_ 円

様式第13号（第8条関係）

年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助金中止届

年 月 日

（宛先） 富山市長

申請者 住所  
氏名

年 月 日付け富山市指令建指第 号で交付決定の  
あった 年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助金の  
事業計画について、事業を中止したいので、富山市補助金等交付規則第11条第  
1項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

中止の理由

様式第14号（第8条関係）

度富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）  
補助金交付決定取り消し通知書

富山市指令建指第 号  
年 月 日

様

富山市長

年 月 日付け富山市指令建指第 号で交付決定の  
あった 年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助金に  
ついて、補助事業の中止を承認し、補助金の交付決定を取り消しましたので、富  
山市補助金等交付規則第11条第3項の規定により通知します。

様式第15号（第11条関係）

年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）  
実績報告書

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者 住所  
氏名

年 月 日付け富山市指令建指第 号で交付決定のあ  
った 年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助金につ  
いて、富山市補助金等交付規則第12条の規定により、事業の実績を報告します。

記

添付書類

- 1 事業実績書
- 2 収支決算書
- 3 その他

様式第16号（第11条関係）

年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）  
事業実績書

所在地 (地名地番)		
危険 ブ ロ ッ ク 塀 等	築造年	年
	工法	<input type="checkbox"/> 補強コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> 組積造
	最高高さ	メートル
	延長	メートル
工事内容		<input type="checkbox"/> 建替え <input type="checkbox"/> 除却のみ
新設塀の種類 (建替えの場合)		
工事期間		年 月 から 年 月 まで

様式第17号（第11条関係）

年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）  
収支決算書

歳入決算

区 分	金 額
補助金	
自己資金	
借入金	
合 計	円

歳出決算

区 分	金 額
工事費	
消費税等	
合 計	円

様式第18号（第12条関係）

年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）  
補助金額確定通知書

富山市指令建指第 \_\_\_\_\_ 号  
年 月 日

様

富山市長

年 月 日付け富山市指令建指第 \_\_\_\_\_ 号で交付  
決定した \_\_\_\_\_ 年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助  
金については、富山市補助金等交付規則第13条の規定により、次のとおり補  
助金額を確定しましたので通知します。

記

補助金の確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

様式第19号（第15条関係）

年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）  
補助金計画変更承認申請書兼事業実績報告書

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者 住所  
氏名

年 月 日付け富山市指令建指第 号で交付決定のあった 年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）について、次のとおり事業計画等を変更しましたので、富山市補助金等交付規則第11条第1項の規定により承認願います。

また、同規則第12条及び第19条の規定により、事業の実績を併せて報告します。

記

- 1 変更の理由及び内容
- 2 添付書類
  - (1) 事業実績書
  - (2) 収支決算書
  - (3) その他

様式第20号（第15条関係）

年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）  
補助金変更交付申請書兼事業実績報告書

年 月 日

（宛先） 富山市長

申請者 住所  
氏名

年 月 日付け富山市指令建指第 号で交付決定のあった 年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）について、次のとおり事業計画を変更したいので、富山市補助金等交付規則第11条第1項の規定により、次のとおり申請します。

また、同規則第12条及び第19条の規定により、事業の実績を併せて報告します。

記

- 1 変更前交付申請額 金 円  
変更後交付申請額 金 円
- 2 変更の内容及び理由
- 3 添付書類  
(1) 事業実績書  
(2) 収支決算書  
(3) その他

様式第 2 1 号 (第 1 5 条関係)

年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業 (ブロック塀)  
補助金計画変更承認通知書兼補助金額確定通知書

富山市指令建指第 \_\_\_\_\_ 号  
\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

様

富山市長

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付けで申請のありました \_\_\_\_\_ 年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業 (ブロック塀) 補助金の事業計画の変更等については承認し、富山市補助金等交付規則第 1 1 条第 2 項の規定により、\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付け富山市指令建指第 \_\_\_\_\_ 号の補助金については、同規則第 1 3 条及び第 1 9 条の規定により、併せて補助金額を次のとおり確定しましたので通知します。

記

1 承認の内容

2 補助金確定額 \_\_\_\_\_ 金 \_\_\_\_\_ 円

様式第 2 2 号（第 1 5 条関係）

年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）  
補助金変更交付決定通知書兼補助金額確定通知書

富山市指令建指第 号  
年 月 日

様

富山市長

年 月 日付けで申請のありました 年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業（ブロック塀）補助金の事業計画の変更等については承認し、富山市補助金等交付規則第 1 1 条第 2 項の規定により、年 月 日付け富山市指令建指第 号の補助金額 円を次のとおり変更して交付し、同規則第 1 3 条及び第 1 9 条の規定により、併せて補助金額を次のとおり確定しましたので通知します。

記

- |   |            |   |
|---|------------|---|
| 1 | 補助金変更交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額     | 円 |